第明治三十五種郵便物認可

平成３０年（フ）第１６号
北海道苫小牧市美園町２丁目４番８号　ドルチェ美園101号
債務者　本田　　誠
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第８号
青森県八戸市日計５丁目６番24号　コーポ五代103号、前住所青森県八戸市青葉１丁目14番20号
債務者　今松　代治
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第２号
岩手県釜石市大町１丁目10番27号　大町復興住宅２号棟305号
債務者　横倉サダ子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成３０年（フ）第３３号
仙台市太白区八木山香澄町４番25号　八木山ハイツ103
債務者　牛尾　洋一
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３号
福島市飯野町字町101番地
債務者　齋藤　　稔
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第６号
福島県二本松市大壇121番地12
債務者　渡邉　美怜
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第１号
福島県南相馬市原町区国見町１丁目15番地の６　夜の森パークサイドテラス北棟105
債務者　伊藤　恵里（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成３０年（フ）第５号
群馬県みどり市笠懸町鹿4003番地５　ローズガーデンⅡ　８号室
債務者　岡田　高志
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第４５８号
新潟市東区浜町３番15号
債務者　井越　正幸
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４８４号
新潟市西区青山２丁目15番12号　グレース青山105号
債務者　船木　　浩
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８号
新潟市西区上新栄町６丁目17番72号
債務者　高橋　明美
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３号
新潟市北区川西３丁目５番２号
債務者　曽我　春雄
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１号
長野県小諸市甲1574番地１　東小諸団地２－301号
債務者　長谷屋　勲
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第１０号
長野県佐久市田口3068番地１
債務者　武井美奈子（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１８６号
長野県松本市清水２丁目８番53号
債務者　**葦**澤めぐみ
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第２２号
岐阜県関市吉野町６－36、住民票上の住所岐阜県関市巾１丁目43番地
債務者　安江　利男
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１号
静岡県富士宮市青木平395番地
債務者　秋山小百合
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
静岡地方裁判所富士支部